

院外処方せん発行について

当院では平成 29 年 10 月 2 日（月）から医薬分業を開始しました。

病院では、外来患者さんに「院外処方箋」を発行し、患者さんはおくすりを「院外薬局」で購入していただくこととなります。

「医薬分業」とは、患者さんが病院で治療を受けたあと、医師から交付される「院外処方せん」をもって、皆さんの希望する「院外薬局」に行き、そこでお薬を受け取るシステムです。
これは、厚生労働省が強く推進している制度です。

医薬分業は、皆さんに対して以下のような良い点があります

- ① 皆さんが飲んでいるお薬を、医師・薬剤師により2重にチェックいたします。
- ② 「院外薬局」が皆さんの服薬の記録を保存管理することになりますので、複数の病院からお薬を処方された場合、お薬の飲み合わせ等安全性及び有効性についてより一層安心してお薬を使用していただけようになります。
- ③ 薬の飲み方や保管方法などお薬についての疑問をわかりやすく説明してもらえます。

処方せんの有効期間は、交付の日を含めて**4日間**です。4日以内であれば、好きなときに「院外薬局」へお持ちいただければお薬を受け取ることができます。本人が行けない場合は、代理人でもかまいません。

より良い医療を提供するための医薬分業について、皆様の御理解と御協力をお願い致します。

吉備高原医療リハビリテーションセンター 院長